千曲川上流国有林の地域別の森林計画書
(案)

(千曲川上流森林計画区)

(変更)

(令和８年 12 月変更)

計　画　期　間
自　令和　６年　４月　１日
至　令和１６年　３月３１日

林野庁中部森林管理局

森林法第７条の２第３項の規定において準用する第５条第５項の規定に基づき、この国有林の地域別の森林計画の一部を変更する。

今回の変更は、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、保安林の整備及び治山事業に関る計画を変更するものである。

この変更は、令和９年４月１日に効力を生じるものとする。

（利用上の注意）

①　総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。

②　０は、単位未満のものである。

③　本文については、変更等を行った項目に係る部分を掲載している。

目　　次

Ⅱ　計画事項
第５　計画量等
５　保安林の整備及び治山事業に関する計画…… 1
（３）実施すべき治山事業の数量

Ⅱ　計画事項

第５　計画量等

５　保安林の整備及び治山事業に関する計画

（３）実施すべき治山事業の数量

単位：林班数

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備　考
市町村	区　域		うち前半５年分		
上田市	1027～1029, 1030～1039, 1040～1041, 1042～1047, 1048～1056, 1063～1066･1195, 1067～1070, 1152～1156, 1157～1162, 1163～1165, 1166～1175, 1176～1179, 1187, 1188	47	32	渓間工, 山腹工, 本数調整伐	
小諸市	2001～2003･2005～2007, 2026	3	3	渓間工, その他	
佐久市	1～4, 5～7, 8･13～15, 9～12, 2148～2156	16	12	渓間工, 山腹工	
東御市	1001～1003, 1009～1010	4	3	渓間工, 山腹工, その他	
小海町	79～80, 81～83, 84, 85～86	8	3	渓間工, 山腹工, 本数調整伐	
川上村	44～47, 48～50, 51～54, 58～59, 60, 61～63, 64～65	16	11	渓間工, 山腹工, 本数調整伐	
南牧村	66～70, 71～72, 74～76, 78	7	5	渓間工, 山腹工	
南相木村	34～37, 38～40, 41～43	4	0	渓間工, 山腹工, 本数調整伐	
北相木村	29～31	2	0	渓間工, 山腹工	
佐久穂町	18～21, 25～26, 88～90, 91～92	6	0	渓間工, 山腹工	
軽井沢町	2046～2060･2062･2064, 2073～2087, 2088･2089･2093～2100･2110～2112･2114, 2101～2105･2123～2125･2127･2129～2133, 2106～2109･2113･2115～2122･2126, 2128･2134～2140, 2141～2142	23	11	渓間工, 山腹工	
御代田町	2027～2030･2032･2034～2036･2038～2044	2	2	渓間工, 山腹工	
青木村	1180～1182, 1183, 1185	4	0	渓間工, 山腹工	
長和町	1107～1109, 1110～1114, 1124～1126, 1127～1134, 1135～1138, 1139～1144, 1145～1151	26	17	渓間工, 山腹工	
計		168	99		

注１　区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

注２　治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関係する林班数を計上。